

大内家掟書のうち奉行人掟条々（近藤清石文庫98（20の15））



大内氏の「評定」

《大内氏の「評定」》

中世に西日本有数の武家であった大内氏の権力体としての意思決定は、当主臨席のもと、最有力家臣（いわゆる宿老）たちが集まって行う「評定」と呼ばれる会議でなされていました。

ここでは、そういった「評定」のしくみや実態について、断片的な資料から探ってみます。

《いつ開かれたの？》

大内氏掟書によると、「式日評定」（定例の評定）は毎月6回行われることになっていました。実例から確認できる日は、19日と25日です。また「評定」の開始時刻は、四時（午前10時）でした。

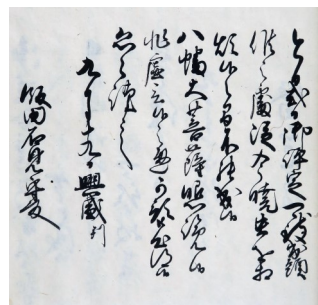
《「評定」のメンバーは？》

「評定」において発言権を持っていた正式なメンバーは、「御屋形様」と呼ばれた当主と「評定衆」であったと考えられます。

「評定衆」の交名（名簿）は残念ながら

ら残っていません。しかし、評定の結果決まった法令などを発布する公文書の署判者から推定される「評定衆」の顔ぶれは、陶・問田・杉・内藤氏らの最有力家臣たちでした。つまり、家格も高く、政策を実行する場においては「国代官」（守護代）や重要地の「代官」、政所など重要機関の長官を務めていた者たちが、意思決定の場では「評定衆」として「評定」に加わっていたと考えられます。彼ら「評定衆」の地位は、幕府の奉公衆や他家の使者に準ずるものであったのもつとものことです。

なお、日常の政務を担っていた「奉行衆」は、「評定」に諮るべき事項をあらかじめ合議しており、また「評定」が開かれる日には、終日伺候するように求められていました。したがって、彼らも「評定」には深くかかわっていましたが、発言権があったのかどうかは疑問です。室町幕府の「御前沙汰」においては、「奉行衆」が進行役を務めているので、大内氏の場合も同様であったと考えられています。



「評定」の欠席届/
関録99内藤小源太

大内義隆の晩年に「評定衆」と考えられる内藤興盛が「式日御評定」（定例の評定）を欠席する際に提出した届書です。

当日の早朝から腹痛がするからという欠席理由と、それが嘘でないことを神仏に誓約する旨の文言が記されています。当時の状況から、おそらく仮病であったと考えられます。

《話し合われた内容は？》

「評定」で審議され、決定された事項としては、①家臣への知行地の配分や軍事行動の決定などの重要な政務、②法令の制定、③訴訟の裁定などがあげられます。そして、「評定」で決定された事項は、たとえば「殿中日日記」と呼ばれる公用日記などに書き留められ、法令として発布されたりしました。また法令は、当主の名前ではなく「評定衆」と推測される有力家臣の連名で出されることもありました。

《実態は？》

大内政弘が当主であった文明13年（1481）の大内氏掟書には、「評定」当日の議論が長引かないように、前日にあらかじめ当主の意見を内々にうかがっておくようにという規定があります。ここからは、「評定」の場

喧々諤々の議論が交わされ、紛糾することもあったことがうかがえます。これは当時の言葉で「分国」と呼ばれた数か国にわたる大内氏支配下の国々の統治を委任されて直接現場と向き合っていた有力家臣たちと、当主との利害が必ずしも一致していなかったことを反映しているものと考えられます。

また大内義隆の晩年には、「評定衆」と思われる陶隆房や内藤興盛が仮病を使って「評定」を欠席しており、このころは「評定」がまともに機能していなかったのではないかと考えられます。

なお、史料的な表現としての「評定」には、「御評定」のように「御」がつく場合とつかない場合があります。両者は意味が異なり、単なる「評定」の場合は当主が臨席していなかった可能性があるという説もあります。

一 毎朝致出仕、或御世務方令相談之、或御沙汰
方事内々致披露之、毎月六箇度御
評定式日経衆儀可議定事、
一 毎朝若依病氣、奉行人之内不能出頭者、
可捧起請文、又難去私用之時者可言
上子細事、
一 御沙汰事、毎月六ヶ度御評定式日之
前日内々可請 上意、毎度至式日経上裁
之間、御沙汰御決断延引不可然事、
一 毎月六ヶ度御評定式日者、奉行人各
終日可致祇候、御評定相初時刻可為
四時也、被相定上者、奉行人出仕時刻
事、又限此式日御評定衆同時可致
出仕事、
（四八一年）
文明十三年三月五日

大内家掟書のうち奉行人掟条々（近藤清石文庫98（20の15））

文明13年（1481）大内政弘の治世に定められた奉行人の服務規程です。このなかに「評定」が毎月六回開催されることや、「評定」が長引くのを防ぐために前日に当主の意向を内々にうかがうこと、定例の「評定」当日は奉行人も終日出仕すること等々、「評定」に関する事柄が記されています。